

## 辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成24年11月7日(水)午前9時00分から午前10時14分

2. 開催場所 辰野消防署2階小会議室

3. 出席委員(15人)

会長	1番	武井	典夫
会長職務代理者	2番	三澤	省三
委員	3番	松澤	覚一
	4番	山崎	今朝利
	5番	野澤	宏
	6番	赤沼	君人
	7番	尾坂	壽夫
	8番	根橋	建太郎
	9番	山内	良春
	10番	赤羽	則子
	12番	上島	明德
	13番	下田	節子
	14番	勝野	次郎
	15番	小野	一喜
	16番	赤羽	武直

4. 欠席委員 11番 小澤 高佳

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

報告事項 専決事項について

(1)10月許可決定の5条2件については長野県農業会議から10月17日付で許可相当の意見答申があったので、許可指令書を交付した

(2)農地法第18条第6項の規定による届出

その他

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 中村良治  
事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 足助和実  
書記 役場産業振興課農政係専門員 千田茜

## 7. 会議の概要

### <武井会長>

どうも、皆さんおはようございます。本当に秋も段々深まってきて、体調には十分気を付けていただきたいとこんな風に思うわけでございます。先般私もちよつとうっかりしておったんですが、全国の農協の組合長会議が東京の日比谷であったわけでございます。その席に総理が来賓としておりまして、その席ではっきりとTPPについては参加するということを明言されたわけでございます。その後ちよつと長野で県の石田会長と会議の中でお行き会いたときにお聞きしますと、どうも総理がああいう風に言うと引き下がれないだろうという風な話が一応、多いという風なことでございまして、ある程度TPPについては進んでいくかなという風な気持ちがあるわけです。そういう中で今まで農業委員また農業関係者が一応反対運動をしてきた中で、残念な方向に進んでおるかなということですが、それに負けずこの問題については、じゃあ内容について農業者のいわゆる力でやるべきことはやっていかなきゃならないだろうと、こんな風に感じております。そういう風な状況の中でこれから辰野町の営農組合が一本というようなことで進んでいくわけです。そういう力を通じてこの問題にも取り組んでいかなきゃならないだろうとこんな風に思っておる次第でございまして。どうか皆さん方もこれからはTPPの問題につきましては報道等についてひとつ見ていただいて、自分達の生活を守る意味での知識そして運動に関わっていただきたいとこんな風に思っております。それからもう一つ、これから辰野町の営農組合が一本になって進んでいくわけですが、そういう風な中でおそらく法人化されてくるだろうと思います。そうしますと、税金の面でどういう風になってくるのかというのが一つ、考えられるんじゃないかとこんなように思っております。というのは、以前の法人化された趣味ですが私共宮木でも一部法人化されております山林があるわけでございます。そういう風なところは結構法人税が高いわけでございます。そういう意味でおそらく平出あたり、平出の財産区さんはちよつと桁の外れた法人税を払っているんじゃないかと思っております。そういう風なことでその辺のことも一つ農業委員の皆さん、その法人税というものがどういふもので税金がかかるんだということについて一つ勉強していただきまして、事務局の方でもなるべく、法人税のかからない方法でやっていただかないと、ますます農産物につきましては、低価格になる可能性がありますのでその辺も検討をする中で農業委員の皆さんも一つ目を見張っていただきたいとそんな風に思います。この2点につきまして私が今思っていることについてお話したわけですが、あと数回のこの農業委員の総会があるわけですが一つ、がんばって、健康で、よかったなあという農業委員会の任期にしたいと思っております。

でよろしくお願いいいたします。

それでは、3番、議事録の署名人の指名でございますが、10番の赤羽委員、それから12番の上島委員、お願いいいたします。

それでは4番の議事に入りたいと思います。議案第1号の、農地法の規定に基づく許可について、5条についてお願いいいたします。

### 【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～3番朗読】

<足助事務局次長>

それでは5条であります。

1番、使用貸借権の設定でございます。

大字伊那富...にお住まいのAさんが所有いたします、伊那富...番地、地目は登記現況とも田、面積535㎡を、同居のBさん、Cさんが連名で使用貸借し、住宅を新築するための申請でございます。借受人は子供が生まれ家族が増えたため親の土地を使用貸借し住宅を建てて住みたいという計画です。申請地は第一種低層住居専用地域の用途地域であり、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地ですので、原則許可で問題ないと判断します。また、申請面積が500㎡を超えておりますが、申請地東側が傾斜になっており、宅地としての有効面積は494㎡でありますのでやむを得ないと判断いたします。この件につきましては上島委員、武井会長から意見をいただいております。

<武井会長>

はい、それでは上島委員から意見を求めます。

<12番上島委員>

それでは、12番上島です。審査報告を申し上げます。10月16日に武井会長と私と行政書士のDさんとで、ヒマワリの脱穀をしたあと、現地を確認いたしました。(地図により場所の説明)ただ今事務局の方から説明がありましたように、お父さんの土地に息子さんが家を建てるということでございます。第一種低層住居専用地域ということでありまして、もう道路とか上下水も側溝も全て整備されております。境界は地籍調査済みではっきりしております。また、周りの家に、畑田んぼのあるお宅には話をしておきました。以上で問題はないと判断いたしました。ご審議の程お願いいいたします。

<武井会長>

はい、ただ今上島委員から内容について説明があったわけでございますが、この件について何かご質問ご異議ございますか。(「なし」の声)よろしいですかね、それでは異議なしということで許可することにいたします。それでは2番について事務局の方でお願いいいたします。

<足助事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。

大字辰野...番地にお住まいのAさんが所有いたします、大字辰野字堂村...番地、地目は畑、面積443㎡と、大字辰野字堂村...番地、地目は畑、面積11㎡を、大字辰野...番地にお住まいのBさんが取得し住宅を新築するための申請でございます。譲受人は現在家族6人で町営住宅に住んでおりますが手狭であるため申請地を取得し住宅を建てたい。また譲渡人は体が弱く耕作をしていくことが困難なため農地を縮小したいということから売買が成立しました。申請地は第一種低層住居専用地域の用途地域であり農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地ですので、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、赤羽委員、武井会長から意見をいただいております。

<武井会長>

はい、それでは赤羽委員から内容について再度説明をお願いいたします。

<16番赤羽委員>

16番、赤羽です。10月16日の日にですね、武井会長と現地を確認いたしました。立会人は信州ハウジングのCさん、それと譲受人の母親が立ち会っていただいておりますけれども、現地の確認をした結果、境界は、これはもうはっきりしておりました。(場所の説明)境界がはっきりしていること、町道に沿っているということで道路もあります。上下水道もきています。周りにはすでに住宅が建ちはじめておまして、その中の今回のお話ということですが、ちょうど現地の確認をしたときに南側の隣接耕作地の方がおましてその畑とは境界より5m離して建てますよということで了解を得ました。また、手前、東側にありますDさんという方ですかねこの地図の、この方も境界から3mは離れてうちを建てますということで了解を得てありまして、いずれにしても住宅建設の件というのはこの関係者には説明をし了解をいただいております。以上の点を確認して特に問題はないと判断いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

<武井会長>

はい、ただ今赤羽委員より説明があったわけでございます。この件についてご質問ご異議ございますか。(「なし」の声)よろしいですかね、はい、それでは異議なしということで許可することにいたします。それでは3番お願いいたします。

<足助事務局次長>

3番、使用貸借権の設定でございます。

大字平出...番地にお住まいのAさんが所有いたします、大字上平出...番地、地目は田、面積330㎡を、箕輪町大字中箕輪...にお住まいのBさんが使用貸借し住宅を新築する計画でございます。借受人は土地所有者の娘の夫であり、現在箕輪町のA

パートに暮らしておりますが、将来を考え申請地を使用貸借し住宅を新築する計画でございます。申請地は上下水道が埋設された道路沿道で概ね500メートル以内に2つ以上の公共公益的施設、ほたる童謡公園と上平出コミュニティセンターがありますので農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地ですので、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては三澤代理、赤羽則子委員から意見をいただいております。

<武井会長>

それでは10番の赤羽委員より意見を求めます。

<10番赤羽委員>

10番赤羽です。この件については、お話をお聞きすると5年ほど前にもこのお話が持ち上がったようではありますが、ちょっと立ち消えになってたようです。10月7日の午後ですね、三澤代理とそれから貸渡人の方と一緒に現地を確認いたしました。前日には測量の方もみえまして、また隣地の方、両側もお二人ではありますが、立会の元に承諾を得ておることをお聞きしました。そして今も説明がありましたとおり、お隣にも住宅がたたっております関係で上下水道も通っております、また、境界線もしっかりとできておりました。なお、Aさんのつくっている土地の一部を使用するというので道路もしっかり、西側の道路ですね、とれておりますので大丈夫かと思って問題ないと判断いたしました。よろしくご審議の程お願いいたします。

<武井会長>

ただ今詳細について説明がありました。この件についてご質問ご異議ございますか。(「なし」の声)よろしいですかね。それでは異議なしということでこの件について許可することにいたします。よろしいですか、はい、以上5条につきまして3件、ありがとうございます。それでは議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について、事務局の方からお願いしたいと思います。

### **【農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】**

<足助事務局次長>

利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございます。

計2件、3筆、面積は1507㎡です。経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、ご報告いたします。

<武井会長>

ただ今事務局の方からこの件につきまして説明がありましたとおりですが、よろしいですか。(「はい」の声)はい、それではこの件につきましてよろしいということでお願いいたします。つき、報告事項についてお願いいたします。

## 報告事項

<足助事務局次長>

それでは報告事項ということで、まず、専決事項ということでお願いしたいと思ひます  
10月許可決定の5条8件につきましては、長野県農業会議から10月15日付けで許可相当の意見答申がありましたので、許可指令書を交付いたしてあります。

報告事項は以上でございます。

<武井会長>

はい、報告事項、よろしいですか、はい。それではその他のことについて事務局の方からお願いしたいと思ひます。

## その他

○農業功績者表彰・農業名人認定候補者の推薦について

12月総会までに推薦を

○大豆収穫・味噌仕込みについて

大豆 11/8コンバイン、11/18米持参、11/30～12/2仕込み

ヒマワリ 380kg、270本程度とれる、搾油代等お金がない。

○その他

人・農地プラン策定委員会11/16 農委からは4名

○次回委員会開催日 12月7日(金)午後1時30分から 第6会議室

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印